

優良品目・品種への転換、省力樹形の導入、 園地整備など、産地計画を実現するために 果樹経営支援対策事業を活用しましょう

産地計画とは：産地自らが作成した果樹の生産振興等に関する計画です。

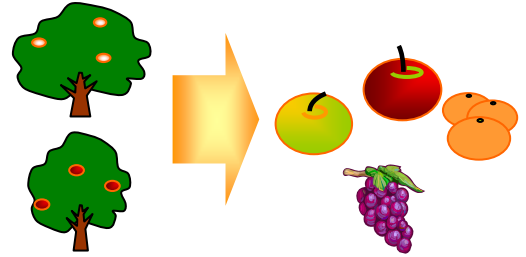
◆ 優良品目・品種への改植・新植

改植・新植支援単価（例）（括弧書きは新植支援単価）

慣行樹形等	うんしゅうみかん等のかんきつ類への改植・新植	23(21)万円 /10アール
	かんきつ類以外の主要果樹(※1)への改植・新植	17(15)万円 /10アール
	りんごのわい化栽培、ぶどう（加工用）の垣根栽培への改植・新植	33(32)万円 /10アール
省力樹形(※2)	超高密植（ツールスピンドル）栽培（りんご）への改植・新植	73(71)万円 /10アール
	根域制限栽培（うんしゅうみかん等のかんきつ類）への改植・新植	111(108)万円 /10アール
	根域制限栽培（ぶどう・なし・もも等）への改植・新植	100(99)万円 /10アール
	ジョイント栽培（なし・もも・すもも、かき等）への改植・新植	33(32)万円 /10アール
	V字ジョイント栽培（なし・りんご・もも・おうとう・かき等）への改植・新植	73(71)万円 /10アール

転換元（例えば
古い品種・老木等）

産地計画に位置づけられた
振興品目・品種への改植



※1 主要果樹とは、みかん等のかんきつ類、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びいちじくをいう。

※2 省力樹形とは、産地計画に今後導入すべき新技術として定められ、かつ、未収益期間の短縮が期待できるものであり、慣行栽培と比較して、労働時間の縮減又は単収の増加を試験結果等で確認できるもの（例：りんごの超高密植栽培、なしの根域制限栽培等）

※3 急傾斜地から平地等への移動改植又は農地中間管理機構等を通じた改植・新植において、園地の集約化に伴い追加的な土壌土層改良経費を要する場合には、改植・新植支援単価に2万円/10アール加算。

◆ 小規模園地整備（園内道の整備、傾斜の緩和、土壌土層改良、排水路の整備）、 用水・かん水設備の整備等

補助率：1/2以内

◆ モノレール、防霜ファン、防風ネットの整備等

補助率：1/2以内

事業を行うための主な要件

- 1 農業振興地域内の農用区域（青地）であること
- 2 産地の担い手であること（産地計画で担い手とされている者）
- 3 一箇所あたりの面積は、次の面積以上であること
 - (1) 改植、新植、高接、土壌土層改良、放任園地発生防止対策
 - 地続きでおおむね2アール以上
 - (2) 園内道の整備、傾斜の緩和、排水路の整備、用水・かん水設備の整備、モノレール、防霜ファン、防風ネットの整備等
 - 地続きでおおむね10アール以上
- 4 3(2)の場合、原則として果樹共済又は収入保険に加入していること

産地協議と農地中間管理機構の連携を強化し、農地中間管理機構を活用した改植や園地整備を推進します

- 農地中間管理機構が、園地を整備し果樹を植え付けて、担い手の方へ園地の貸出を行います
- 農地中間管理機構等を通じた改植・新植において、追加的な土壌土層改良経費を要する場合には、改植・新植支援単価に2万円/10アールを加算します
- 園地を借りたい場合は、農地中間管理機構が行う「借受公募」にお申し込みください

果樹経営支援対策事業でまとまった改植、新植を実施すると
未収益期間の栽培管理経費の支援を受けられます！

< 果樹未収益期間支援事業 >

補助率：定額 5.5万円/10アール × 改植・新植の翌年から4年分（最大） = 22万円/10アール

果樹経営支援対策事業で担い手（農家）ごとに、おおむね2アール以上を同一年度内に改植・新植した場合に
対象になります。

果樹経営支援対策事業の主なメニューの紹介

優良品目・品種への転換、省力樹形の導入

○ 改植 補助率：定額又は1/2以内

- ① 例えば古い品種・老木等を伐採・抜根し(又は枯死させ)、その跡地に産地計画に位置づけられた振興品目・品種へ改植することができます
- ② 伐採・抜根した園地と異なる、条件の良い他の園地への植栽も改植とみなします(移動改植)

Aさんが所有する北斜面等の条件の悪い樹園地
7アール
(伐採・抜根)



Aさんが所有する条件の良い農地
7アール
(左と異なる振興品目・品種を植栽)

Aさんが行う伐採・抜根・植栽については、
定額又は1/2以内の補助
(未収益期間支援も対象)

○ 新植 補助率：定額又は1/2以内

例えば平坦で作業性の良い水田等、果樹の植栽が行われていない土地で植栽することができます

省力樹形の例
超高密植(トールスピンドル)栽培
(りんご)

○ 省力樹形への改植・新植 補助率：定額又は1/2以内

労働生産性の向上が見込まれる省力樹形への改植・新植ができます



収量慣行比1.7倍以上

○ 高接 補助率：1/2以内

現に植栽されている樹に優良品種の穂木を接ぐことができます
(※未収益期間支援事業の対象外です)

○ 放任園地発生防止対策 (農業振興地域内の農用地区域(青地)の要件なし)

補助率：定額(主要果樹のうちみかん等のかんきつ類 10万円/10a、その他の主要果樹 8万円/10a)
又は1/2以内(その他の果樹)

作業条件の悪い園地や病虫害の温床となる荒廃園地等の解消・発生防止に向けた、産地内での合意形成に基づき行う伐採や植林等ができます(産地計画で対象園地の要件設定が必要です)

用水・かん水設備の整備

補助率：1/2以内

- 果実の品質向上等を目的として、用水・かん水設備を整備できます。

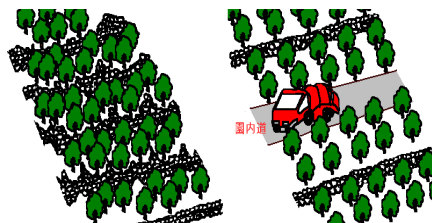
※ 「園内道の整備」「傾斜の緩和」「排水路の整備」「用水・かん水設備の整備」「特認事業」の支援を受ける場合は、果樹共済又は収入保険への加入(共に困難な場合は収入保険への加入準備開始)が必要となります。

※3者以上の見積をとること

小規模園地整備

補助率：1/2以内

- 園内道の整備
- 傾斜の緩和
- 土壌土層改良
- 排水路の整備



※傾斜の緩和・土壌土層改良の場合は、建設用重機を用いた土木工事であること

特 認 事 業

- 防風ネットの設置
強風から果実を守ります。
- 防霜ファンの設置
遅霜から果実を守ります。
- モノレールの設置

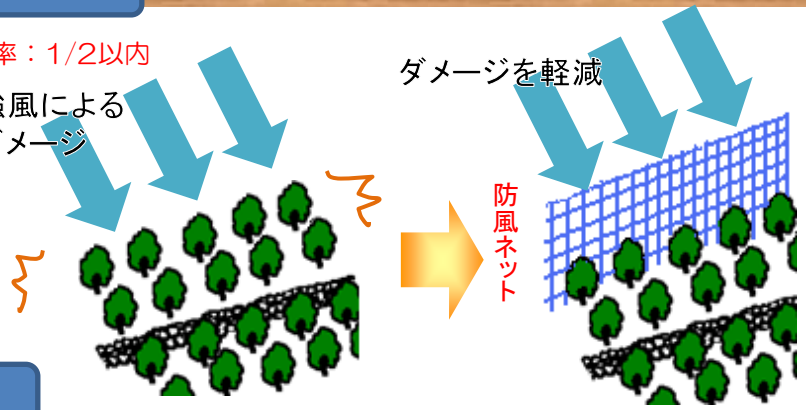
新設の他、既設のモノレールを再整備することによって機能向上が認められるものも対象とします。

補助率：1/2以内

強風による
ダメージ

ダメージを軽減

防風ネット



改植・新植の支援単価一覧

支援対象となる栽培方法・品目		支援単価(万円/10a)		支援対象となる 植栽密度の下限 (本/10a)	
		改 植	新 植		
慣 行 樹 形 等	うんしゅうみかん等のかんきつ類	23	21	50	
	かんきつ類 以外の 主要果樹	りんご	17	15	18
		ぶどう	17	15	12
		日本なし	17	15	40
		もも	17	15	18
		かき	17	15	30
		おうとう	17	15	15
		びわ	17	15	28
		くり	17	15	21
		うめ	17	15	12
		すもも	17	15	13
		キウイフルーツ	17	15	9
	いちじく	17	15	10	
りんごのわい化栽培	33	32	62		
ぶどう(加工用)の垣根栽培	33	32	125		
省 力 樹 形	超高密植(トールスピンドル)栽培(りんご)	73	71	概ね 250	
	高密植低樹高(新わい化)栽培(りんご)	53	52	〃 165	
	根域制限栽培(うんしゅうみかん等のかんきつ類)	111	108	〃 170	
	根域制限栽培(ぶどう、なし、もも)	100	99	〃 170	
	ジョイント栽培(なし、もも、すもも)	33	32	〃 169	
	ジョイント栽培(かき)	33	32	〃 190	
	V字ジョイント栽培(なし、もも、おうとう)	73	71	〃 125	
	V字ジョイント栽培(かき)	73	71	〃 190	
V字ジョイント栽培(りんご)	73	71	〃 166		

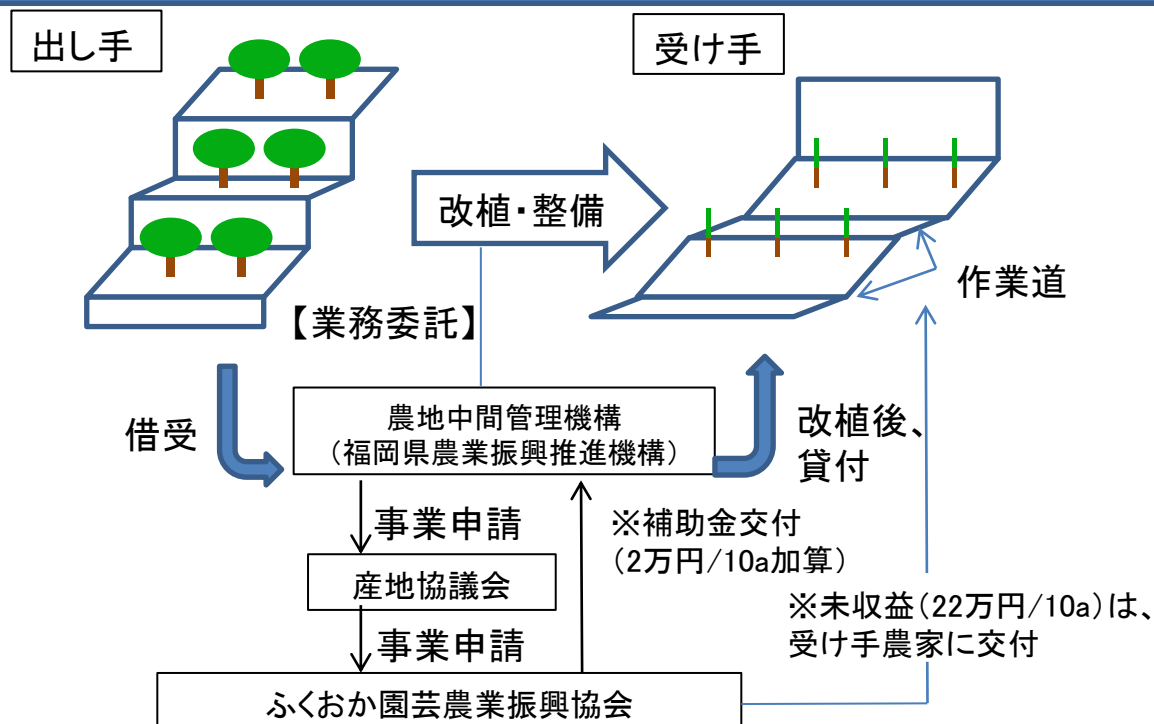
注：上記の他、うんしゅうみかん(青島温州)、うんしゅうみかん以外のかんきつ(不知火・いよかん・レモン・はっさく・ゆず・ほんかん・ぶんたん・たんかん)、朝日ロンバス方式(りんご)に植栽密度の下限が設定されていますので、ご注意ください。

自然災害時の改植について（特例）

自然災害又は難防除病虫害・生理障害による被害を受けた場合について、産地計画に位置付けられた振興品種であれば同一品種への植栽でも改植とみなすとともに、被災した樹体を含む改植面積の合計が担い手（農家）単位でおおむね2アール以上あれば支援対象とします（被災した樹体毎（1本単位）の改植ができます。）。（農業振興地域内の農用地区域（青地）の要件はありません）

※災害復旧対策等によって伐採・抜根・整地の工事を行った園地における植栽には新植の補助率（定額又は1/2以内）が適用されます。

農地中間管理機構との連携による樹園地の改植のイメージ



※ 農地中間管理機構を通じた改植において、ほ場の集約化に伴い追加的な土壌改良経費を要する場合には、改植単価を2万円/10アール加算。

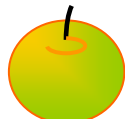
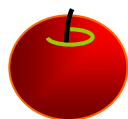
※ 果樹未収益期間支援事業の事業申請は、産地協議会と生産出荷団体を經由して別に行います。

次の点にご注意ください

- 計画前に伐採・抜根している、苗を購入している等、事前着工とみなされるものは事業対象外です
- 全国の申請額が国の予算額を上回る場合は、産地計画ポイントにより配分され、交付額が計画申請額を下回る場合があります
- 事業実施後4年間に1回・8年後に1回事後確認を行い、「事後確認報告書」の提出が必要です
※獣害、冷害等で苗木が枯死した場合は、自費による補植をお願いします
- 事業に要した見積書・請求書・領収書の保管をお願いします
定額、定率の事業に係わらず保管しておいてください

お問い合わせ先

もっと詳しく知りたい方、事業の実施について具体的に検討されたい方は、お近くのJA・産地協議会・当協会へご相談ください。



発行:公益社団法人ふくおか園芸農業振興協会
TEL 092-752-3267

(令和6年6月)